

医療安全管理体制について

1. 基本的な考え方

医療安全に関する必要な事項を定め、適切に医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することに取り組んでいます。

2. 組織および体制

医療安全管理室と医療安全管理委員会を設置し、安全管理体制を確立するとともに医療安全マニュアルの作成や改定を行っています。また、ヒヤリ・ハット事例や医療事故の分析と評価を行い医療安全管理の強化と充実を図っています。

3. 研修・教育

職員個々の医療安全に対する意識を高め、医療安全管理体制を確保するために教育・研修および啓発・広報を行っています。

4. 地域との連携

他の医療機関と連携し、病院間医療安全相互チェックを行い、各医療機関における医療安全対策の取組について評価し、改善に向けた意見交換により医療安全管理の質の向上を図っています。

5. 相談

患者相談窓口の設置および担当者の配置により、医療行為、医療安全に関する事項、職員の接遇や院内環境等の患者さんからの相談等に随時対応しています。相談等の対応結果は関係委員会等と連携して情報を共有しています。

埼玉県立がんセンター 病院長